

# 入所利用料一覧表(2025年4月1日現在)

介護老人保健施設 池袋えびすの郷 TEL03-3980-0165 FAX03-3980-0168

## ①介護保険 施設サービス費

『(1)在宅強化型/超強化型』、『(2)基本型/加算型』、『(3)その他型』と3パターンの利用料が設定されています。

下記記載の在宅復帰・在宅療養支援指標におけるポイント数に応じて、利用料が変動します。当施設は現在(1)在宅強化型/超強化型に該当。

負担	介護度 (要介護)	(1)在宅強化型 / 超強化型				(2)基本型 / 加算型				(3)その他型			
		単位	多床室	単位	個室	単位	多床室	単位	個室	単位	多床室	単位	個室
1割	1	871	950円	788	859円	793	865円	717	782円	777	847円	703	767円
	2	947	1033円	863	941円	843	919円	763	832円	826	901円	748	816円
	3	1,014	1106円	928	1012円	908	990円	828	903円	889	970円	812	886円
	4	1,072	1169円	985	1074円	961	1048円	883	963円	941	1026円	865	943円
	5	1,125	1227円	1,040	1134円	1,012	1104円	932	1016円	991	1081円	913	996円
2割	1	871	1899円	788	1718円	793	1729円	717	1564円	777	1694円	703	1533円
	2	947	2065円	863	1882円	843	1838円	763	1664円	826	1801円	748	1631円
	3	1,014	2211円	928	2024円	908	1980円	828	1806円	889	1939円	812	1771円
	4	1,072	2337円	985	2148円	961	2095円	883	1925円	941	2052円	865	1886円
	5	1,085	2366円	1,040	2268円	1,012	2207円	932	2032円	991	2161円	913	1991円
3割	1	871	2849円	788	2577円	793	2594円	717	2345円	777	2541円	703	2299円
	2	947	3097円	863	2823円	843	2757円	763	2496円	826	2702円	748	2446円
	3	1,014	3316円	928	3035円	908	2970円	828	2708円	889	2908円	812	2656円
	4	1,072	3506円	985	3221円	961	3143円	883	2888円	941	3078円	865	2829円
	5	1,085	3548円	1,040	3401円	1,012	3310円	932	3048円	991	3241円	913	2986円

【参考】在宅復帰・在宅療養支援指標	(1)超強化型	(1)在宅強化型	(2)加算型	(2)基本型	(3)その他型			
下記①～⑩の合計(最高値:90)	70以上	60以上	40以上	20以上	20以下			
① 在宅復帰率	50%超	20	30%超	10	30%以下	0		
② ベッド回転率	10%以上	20	5%以上	10	5%未満	0		
③ 入所前後訪問指導割合	35%以上	10	15%以上	5	15%未満	0		
④ 退所前後訪問指導割合	35%以上	10	15%以上	5	15%未満	0		
⑤ 居宅サービス実施数	3サービス	5	2サービス (訪問リハ含む)	3	2サービス	1	1サービス以下	0
⑥ リハ専門職の配置割合 (入所者100名に対して)	5名以上 (PT/OT/ST すべて配置)	5	5名以上	3	3名以上	2	3名未満	0
⑦ 支援相談員の配置割合 (入所者100名に対して)	3名以上 (社会福祉士 1名以上配置)	5	3名以上	3	2名以上	1	2名未満	0
⑧ 要介護4又は5の割合	50%超以上	5	35%以上	3	35%未満	0		
⑨ 喀痰吸引の実施割合	10%以上	5	5%以上	3	5%未満	0		
⑩ 経管栄養の実施割合	10%以上	5	5%以上	3	5%未満	0		

※その他 退所時指導実施状況・リハビリテーションマネジメント・リハビリテーション実施回数・地域貢献活動等 各種要件あり

## ②介護保険 加算

加算名	単位	1割	2割	3割	内容
夜勤職員 配置加算	24 /日	27円	53円	79円	国が定める夜勤職員配置基準を満たす場合加算
短期集中 リハビリテーション 実施加算Ⅰ	258 /日	282円	563円	844円	Ⅰ:①～④すべてを満たす場合算定 Ⅱ:①を満たし、②～④で満たせないものがある場合算定 ※Ⅰ・Ⅱ併算不可 ①医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士、又は言語聴覚士が入所日から3か月以内に集中的なリハビリテーションを実施
短期集中 リハビリテーション 実施加算Ⅱ	200 /日	218円	436円	654円	②入所時及び1月に1回以上ADL等を評価 ③必要時はリハビリ計画書の見直し ④情報を厚生労働省に提出
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算Ⅰ	240 /日	262円	524円	785円	【対象】認知症入所者 Ⅰ:以下の①②両方を満たす場合算定 Ⅱ:①を満たし、②を満たせない場合算定 ※～週3回、Ⅰ・Ⅱ併算不可
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算Ⅱ	120 /日	131円	262円	393円	①医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士、又は言語聴覚士が入所日から3か月以内に集中的なリハビリテーションを個別に実施 ②入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、その生活環境を踏まえたりハビリ計画書を作成
認知症ケア加算	76 /日	83円	166円	249円	【対象】認知症入所者 認知症専門棟に入所する場合加算
若年性認知症 入所者受入加算	120 /日	131円	262円	393円	【対象】若年性認知症入所者(～65歳) ※認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算不可
外泊時費用	362 /日	395円	790円	1184円	入院・外泊の際、施設利用料の代わりに算定。(※外泊の初日、最終日を除く)※6日/月を限度とする。
外泊時費用 (在宅サービス利用時)	800 /日	872円	1744円	2616円	試行的に居宅に退所し、入所施設の居宅サービスを利用する際、施設利用料の代わりに算定。(※外泊の初日、最終日を除く)※6日/月を限度とする。



加算名	単位	1割	2割	3割	内容
ターミナルケア 加算	72 /日	79円	157円	236円	【対象】本人または家族同意の下、ターミナルケアを行う入所者 死亡日以前31日以上45日以内
	160 /日	175円	349円	524円	死亡日以前4日以上30日以内
	910 /日	992円	1984円	2976円	死亡日の前日及び前々日
	1900 /日	2071円	4142円	6213円	死亡日
特別療養費	各医療行為の定められた単位数 ×10円を算定				日常的に必要な医療行為をおこなった場合算定。
療養体制維持 特別加算Ⅰ	27 /日	30円	59円	89円	介護療養型老人保健施設で、国の定める配置基準を満たす場合算定。
療養体制維持 特別加算Ⅱ	57 /日	63円	125円	187円	下記①・②をいずれも満たす場合に算定。(※介護療養型老健に限らない) ① 喀痰吸引または経管栄養を実施する入所者が20%以上 ② 日常生活自立度：Ⅳ又はⅢに該当する入所者が50%以上
初期加算Ⅰ	60 /日	66円	131円	197円	入所日から起算して30日間算定。 ※ 当該入所者が過去 3月間当施設に入所したことがない場合に限る(ただし日常生活自立度Ⅲ以上に該当する者は過去1月間とする)
初期加算Ⅱ	30 /日	33円	66円	99円	※ 加算Ⅰは急性期医療を担う医療機関(一般病棟入院後30日以内)からの入所の場合 ※ Ⅰ・Ⅱ併算不可
退所時栄養情報 連携加算	70 /回	77円	153円	229円	【対象】療養食(疾病治療)または嚥下困難のため流動食を必要とする入所者が居宅・施設又は医療機関へ退所する際、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して 栄養管理情報を提供する場合算定。 ※ 1月に1回限度 ※ 栄養マネジメント強化加算との併算不可
再入所時 栄養連携加算	200 /回	218円	436円	654円	【対象】療養食(疾病治療)または嚥下困難のため流動食を必要とする入所者 入所者が入院退所後に再入所する際、施設の管理栄養士が、病院又は診療所の管理 栄養士と連携して栄養計画を策定した場合 ※ 入所者1人につき1回限度
在宅復帰・ 在宅療養支援 機能加算Ⅰ・Ⅱ	51 /日	56円	112円	167円	Ⅰ：(2)加算型(在宅復帰・在宅療養支援指標40～59)の場合算定 Ⅱ：(3)超強化型(在宅復帰・在宅療養支援指標が70～)の場合算定 ※ Ⅰ・Ⅱいずれも51単位/日
入所前後 訪問指導加算Ⅰ	450 /回	491円	981円	1472円	Ⅰ：入所前30日～入所後7日の間に退所後生活する自宅・社会福祉施設等を訪問退 所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後 訪問指導加算Ⅱ	480 /回	524円	1047円	1570円	Ⅱ：Ⅰに加え、生活機能の具的改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る 支援計画を定めた場合 ※ 入所中に1回限度 ※ Ⅰ・Ⅱの併算不可
試行的退所時 指導加算	400 /回	436円	872円	1308円	【対象】居宅への退所が見込まれる入所者 試行的退所を行う際、入所者・家族に対し、療養上の指導を行う場合算定。 ※最初に試行的退所を行った月を含む3か月限度 ※上記3か月内において 1か月に1回限度
退所時 情報提供加算Ⅰ	500 /回	545円	1090円	1635円	退所にあたり、退所後の主治医・入所施設・入院先病院に対し、診療状況・心身の状 況・生活歴等の情報を提供した場合算定。
退所時 情報提供加算Ⅱ	250 /回	273円	545円	818円	Ⅰ：居宅・他の社会福祉施設に退所した場合算定。 Ⅱ：病院への入院により退所した場合算定。
入退所前 連携加算Ⅰ	600 /回	654円	1308円	1962円	【対象】退所後、居宅サービス・地域密着型サービスを利用する入所者 Ⅰ：入所予定日30日～入所後30日の間に、退所後利用予定の居宅介護支援事業 者と連携し、退所後の居宅サービス・地域密着型サービスの利用方針を定めた場合 算定。
入退所前 連携加算Ⅱ	400 /回	436円	872円	1308円	Ⅱ：退所に先立って、利用予定の居宅介護支援事業者に対して、診療状況等、居宅 サービス・地域密着型サービス利用に必要な情報を提供し、その利用に関する調整を 行った場合算定。※ Ⅰ・Ⅱの併算不可
訪問看護 指示加算	300 /回	327円	654円	981円	【対象】退所後、訪問看護をサービスを利用する入所者 試行的退所を行う際、入所者・家族に対し、療養上の指導を行う場合算定。 ※最初に試行的退所を行った月を含む3か月限度 ※上記3か月内において 1か月に1回限度
協力医療機関 連携加算	100 /月	109円	218円	327円	協力医療機関と定期的な会議(テレビ会議含む)を行い、 入所者同意の下、入所者の病歴等の情報を共有している場合算定 ※ R7.4.1以降50単位
栄養マネジメント 強化加算	11 /日	12円	24円	36円	管理栄養士を50名に対し1名以上配置し、 入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施している場合算定。
経口移行加算	28 /日	31円	62円	92円	【対象】経管で食事をしている入所者 医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・ケアマネジャー等が共同して、経口移行計画 を作成し、経口摂取移行の栄養管理を行った場合。 ※ 計画作成日から180日限度
経口維持加算Ⅰ	400 /月	436円	872円	1308円	【対象】摂食障害があり、誤嚥が認められる入所者 Ⅰ：医師又は歯科医師の指示に基づき、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、そ の他の職種の方が共同して、食事の観察及び会議を実施し、経口維持計画を作成 し、経口摂取維持の栄養管理を行った場合算定。
経口維持加算Ⅱ	100 /月	109円	218円	327円	Ⅱ：上記Ⅰにおいて、協力歯科医療期間の歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士 が食事の観察及び会議に参加する場合、Ⅰに加えて算定。 ※ 経口移行加算との併算不可



加算名	単位	1割	2割	3割	内容
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 /月	99円	197円	295円	I:以下の①～③を満たす場合算定 II:①～③に加え④を満たす場合算定 ※I・II併算不可 ※医療保険において訪問歯科衛生指導料が3回以上算定された月には算定できない
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 /月	120円	240円	360円	①歯科衛生士の技術的助言指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成 ②歯科衛生士が、入所者に対し口腔衛生等の管理を月二回以上行う ③歯科衛生士が、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行い、介護職員からの相談に対応する ④口腔衛生管理にかかる情報を厚生労働省に提出し、情報を有効に活用する
療養食加算	6 /食	7円	14円	20円	【対象】療養食(疾病治療)を必要とする入所者療養食を提供した場合に加算。 ※1日3食限度
在宅復帰支援機能加算	10 /回	11円	22円	33円	以下の①～③を満たす場合算定 ①在宅復帰率が30%以上 ②退所後30日以内に、施設従事者が退所者の居宅を訪問 又は在宅ケアマネと連絡し、在宅生活が1か月以上続く見込みであることを記録する ③入所者家族との連絡調整を行う ④居宅介護支援事業者に対し、当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報提供、退所後の居宅サービスの利用の調整を行う
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	140 /回	153円	306円	458円	【対象】入所前に6種類以上の内服薬を処方されている入所者 Iイ:以下の①～⑤を満たす場合算定。 Iロ:①および④～⑥を満たす場合算定。※IイとIロは併算不可 ①施設の医師又は薬剤師が、高齢者の薬物療法に関する研修を受講 ②入所後1か月以内に、当該入所者の処方内容を変更する可能性があることを入所者の主治医に説明し、合意を得る ③施設の医師と入所者の主治医が共同し、入所中に処方内容を総合的に評価・調整し、かつ療養上必要な指導を行う ④入所中に処方を変更した際は、医師・薬剤師・看護師等、関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、確認を行うこと ⑤処方内容の変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所後1か月以内に入所者の主治医に情報提供を行い、内容を診療録に記載する ⑥(入所中に入所者主治医との連携を行わない場合)入所中に服薬薬剤を総合的に評価・調整し、かつ療養上必要な指導を行う
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	70 /回	77円	153円	229円	
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	240 /回	262円	524円	785円	以下の①・②を満たす場合算定 ①加算Ⅰイ・ロのいずれかを算定している ②入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、情報を有効に活用している
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	100 /回	109円	218円	327円	以下①・②を満たす場合算定 ①加算Ⅱを算定している ②退所時に処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少している
緊急時施設療養費(1)	518 /日	565円	1130円	1694円	入所者の病状が著しく変化し、 (1)救命救急医療が行われた場合算定 ※月に1回、連続する3日間に限り算定可
緊急時施設療養費(2)	各医療行為の診療報酬点数×10円を算定				(2)特定の医療行為が行われた場合算定
所定疾患施設療養費Ⅰ	239 /日	261円	522円	782円	【対象】肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・心不全憎悪の認められる入所者(肺炎、尿路感染症は検査を実施した場合に限る) I:次の①・②を満たす場合算定。※月1回、連続する7日に限り算定可 II:次の①～③の全てを満たす場合算定。※月1回、連続する10日に限り算定可
所定疾患施設療養費Ⅱ	480 /日	524円	1047円	1570円	①投薬・検査・注射・処置等を行う ②前年度の投薬・検査・注射・処置の実施状況を公開する ③施設医師が感染症対策に関する研修を受講済
認知症専門ケア加算Ⅰ	3 /日	4円	7円	10円	【対象】日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・MIに該当する入所者 次の①～③をすべて満たす場合、Iを算定。 ①～⑥をすべて満たす場合、IIを算定。 ※I・IIの併算不可 ※認知症チームケア推進加算との併算不可
認知症専門ケア加算Ⅱ	4 /日	5円	9円	14円	①日常生活自立度Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・MIに該当する入所者が、全体の50%以上 ②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を基準人数以上配置 ③認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催 ④日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・MIに該当する入所者が全体の20%以上 ⑤認知症介護指導者養成修了者を1名以上配置し、事業所全体への指導を行う ⑥介護・看護職員ごとに認知症ケアの研修計画を作成し、実施する
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150 /月	164円	327円	491円	【対象】日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・MIに該当する入所者 次の①～④をすべて満たす場合Iを算定。 ①と③～⑤をすべて満たす場合IIを算定。 ※I・IIの併算不可 ※認知症専門ケア加算との併算不可
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120 /月	131円	262円	393円	①日常生活自立度Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・MIに該当する入所者が、全体の50%以上 ②認知症介護に関連する研修を修了している者を1名以上配置 かつ複数の介護職員による認知症対応チームを組織 ③対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を行い、その評価に基づき、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施 ④認知症ケアについて、カンファ開催・計画作成・定期的な評価・ケアの振り返り計画の見直し等を行う ⑤認知症介護に係る専門的な研修を修了している者(②の研修と異なる)を1名以上配置 かつ、複数の介護職員による認知症対応チームを組織
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 /日	218円	436円	654円	認知症の行動・心理症状により在宅での生活が困難な方が、緊急に入所する場合、入所から7日間に限り算定する
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	53 /月	58円	116円	174円	次の①～⑤をすべて満たす場合Iを算定。 ①②を満たし、③～⑤で満たさないものがある場合IIを算定。※I・IIの併算不可
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	33 /月	36円	72円	108円	①入所者ごとのリハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出 ②必要に応じてリハビリテーション計画の内容を見直す等、①の情報を活用 ③口腔衛生管理加算Ⅱおよび栄養マネジメント強化加算を算定 ④医師・管理栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員・介護職員・その他の職種の者が、リハビリテーション計画の内容や口腔の健康状態・栄養状態等の情報を相互に共有 ⑤④で共有した情報で、リハビリテーション計画を見直し、その内容を関係職種間で共有



加算名	単位	1割	2割	3割	内容
褥瘡マネジメント 加算Ⅰ	3 /月	4円	7円	10円	I: 次のうち①～⑤を満たす場合算定 II: ①～⑦をすべて満たす場合算定 ※ I・IIの併算不可 ① 入所時およびその後3か月に1回以上、褥瘡の有無と発生リスクを評価 ② ①の情報を厚生労働省に提出し、情報を有効活用 ③ ①の結果、褥瘡のある入所者・およびリスクのある入所者について 看護師・介護職員・管理栄養士・介護支援専門員・その他の職種の者が共同し 褥瘡ケア計画を作成 ④ 褥瘡ケア計画に従い、褥瘡管理を実施し、適切に記録 ⑤ ①の評価に基づき、3か月に1回以上褥瘡ケア計画を見直す ⑥ ①の結果、褥瘡が認められた入所者について、褥瘡が治癒した場合 ⑦ ①の結果、褥瘡リスクが認められた入所者について、褥瘡が発生していない場合
褥瘡マネジメント 加算Ⅱ	13 /月	15円	29円	43円	
排せつ支援 加算Ⅰ	10 /月	11円	22円	33円	I: 次のうち①～③を満たす場合算定 II: ①～③をすべて満たし、かつ④～⑥のいずれかを満たす場合算定 III: ①～⑤をすべて満たす場合算定 ※ I～IIIの併算不可 ① 入所時およびその後3か月に1回以上 排泄の状況と排泄支援による要介護状態軽減の見込みを評価 その情報を厚生労働省に提出し、情報を有効活用 ② ①の結果、排泄支援による要介護状態の軽減見込みがある入所者について 医師・看護師・介護支援専門員・その他の職種の者が共同して、 排せつに介護を要する原因を分析、支援計画を作成し、計画に従い実施する ③ 3か月に1回以上支援計画を見直す ④ 入所時に比べ、排尿または排便の一方が改善し、またいずれも悪化していない ⑤ 入所時おむつを使用していたが、おむつを使用しなくなった ⑥ 入所時尿道カテーテルを使用していたが、抜去できた
排せつ支援 加算Ⅱ	15 /月	17円	33円	50円	
排せつ支援 加算Ⅲ	20 /月	22円	44円	66円	
自立支援 促進加算	300 /月	327円	654円	981円	以下の要件を満たす場合算定する ① 入所時およびその後3か月に1回以上、医師が自立支援に関する医学的評価を行い、 その情報を厚生労働省に提出し、有効活用する ② ①の評価の結果、特に自立支援の対応が必要な入所者について、 医師・看護師・介護職員・介護支援専門員等が共同して、自立支援計画を策定し、 支援計画に従ったケアを実施する。 ③ ①の評価に基づき、3か月に1回以上支援計画を見直す ④ 医師が支援計画の策定に参加する
科学的介護 推進体制加算Ⅰ	40 /月	44円	88円	131円	I: 次のうち①・②を満たす場合算定 II: ①～③を満たし、かつ④～⑥のいずれかを満たす場合算定 ※ I・IIの併算不可 ① 入所者の心身の状況(ADL値・口腔機能・認知症状況)を厚生労働省に提出する ② ①に加え、疾病や服薬の情報を厚生労働省に提出する ③ 施設サービス計画の見直し等、提出した情報を有効に活用する
科学的介護 推進体制加算Ⅱ	60 /月	66円	131円	197円	
安全対策 体制加算	20 /日	22円	44円	66円	以下の要件をすべて満たす場合、算定する。 ※ 入所初日に限る ① 事故発生防止のための指針の整備 ② 事故が発生した場合等の報告と、その分析から改善策を従業者に周知徹底する 体制の整備 ③ 事故発生防止のための委員会と従業者への研修の定期的な実施 ④ ①～③の措置を適切に実施するための外部の研修を受けた担当者が配置され、 施設内に安全対策部門を設置する等、組織的に安全対策を行う体制を整備
高齢者施設等 感染対策 向上加算Ⅰ	10 /月	11円	22円	33円	I: 次のうち①～③を満たす場合算定 II: ①～④のすべてを満たす場合算定 ① 感染症法第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時の体制確保 ② 協力医療機関との間で感染症発生時対応を取り決め、発生時に適切に連携・協力する ③ 指定の医療機関が行う院内感染対策に関する研修・訓練に年1回以上参加 ④ 3年に1回以上、指定の医療機関による実地指導を受ける
高齢者施設等 感染対策 向上加算Ⅱ	5 /月	6円	11円	17円	
新興感染症等 施設療養費	240 /日	262円	524円	785円	【対象】厚生労働大臣が定める感染症に感染した入所者 相談対応・診療・入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、 当該感染症に感染した入所者に対し適切な感染対策を行った場合算定する ※1月に1回、連続する5日を限度
生産性向上 推進体制加算Ⅰ	100 /月	109円	218円	327円	I: 次のうち①～⑧を全て満たす場合算定 II: ①～⑤および⑧を満たし、その他で満たさないものがある場合算定 ① 介護機器を使用する際の安全・ケアの質を確保 ② 介護機器を導入することにより、職員負担が軽減 ③ 介護機器の定期的な点検 ④ 介護機器を使用することによる、業務効率化・ケアの質確保・職員負担軽減を 図るため、職員研修を定期的に行う ⑤ ①～④により、業務効率化・ケアの質確保・職員負担軽減の実績がある ⑥ 介護機器を複数種類導入する ⑦ ①～④について定期的に実施状況を確認し、必要な検討を行う ⑧ 事業年度ごとに上記の取り組み状況を厚生労働省に提出すること
生産性向上 推進体制加算Ⅱ	10 /月	11円	22円	33円	



加算名	単位	1割	2割	3割	内容
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 /日	24円	48円	72円	Ⅰ：次のうち、①・②のいずれか および ③を満たす場合算定 Ⅱ：④を満たす場合算定 Ⅲ：⑤～⑦のいずれかを満たす場合算定 ※Ⅰ・Ⅱ併算不可 ① 介護職員のうち、介護福祉士80%以上 ② 介護職員のうち、勤続10年以上の介護福祉士35%以上 ③ サービスの質の向上に資する取組を実施していること。 ④ 介護職員のうち、介護福祉士60%以上 ⑤ 介護職員のうち、介護福祉士50%以上 ⑥ 看護・介護職員のうち、常勤職員が75%以上 ⑦ 看護・介護職員のうち、勤続7年以上の職員が30%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 /日	20円	40円	59円	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 /日	7円	14円	20円	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	国の定める基準を満たす場合 ①施設利用料 および ②加算料金 合計の7.5%を算定				
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	国の定める基準を満たす場合 ①施設利用料 および ②加算料金 合計の7.1%を算定				
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	国の定める基準を満たす場合 ①施設利用料 および ②加算料金 合計の5.4%を算定				
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	国の定める基準を満たす場合 ①施設利用料 および ②加算料金 合計の4.4%を算定				
介護職員等処遇改善加算Ⅴ	国の定める基準を満たす場合 ①施設利用料 および ②加算料金 合計の2.3～6.7%を算定				

※上記金額は算定単位等を金額に直したもので、実際の清算時の端数処理で若干の金額の違いが生じますのでご了承下さい。

### ③食費・居住費（介護保険外）

	介護保険 負担限度額認定を受けている方				受けていない方
	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)	第4段階
食費	300円	390円	650円	1360円	2200円
居住費(多床室)	0円	430円	430円	430円	700円
居住費(個室)	550円	550円	1370円	1370円	1640円

※食事代内訳：朝食530円+昼食790円+夕食730円+おやつ150円=2,200円/日

#### 【欠食について】

- ・都合により欠食される場合(外出・外泊等)、前日の17:00までにお申し出ください。
- ・前日17:00までのお申し出なく欠食される場合は、1日分全て(朝・昼・おやつ・夕)を通常どおり請求いたします。
- ・当施設医師の指示による「食止め」および 急遽の入院の場合は、事前の申し出がない場合も算定いたしません。

### ④その他 日常生活費 及び 特別な費用（介護保険外） ※下記表は消費税10%を含みます。

項目	費用	内容	
個室費	Aタイプ	2,510円 /日	個室を利用される場合、左記の個室料をご負担いただきます。 部屋面積・室内トイレ等の有無により、タイプごとに室料が異なります。 個室には備え付けのテレビがございますので、別途テレビレンタル・テレビの持込は不要です。 個室の場合はテレビ使用による電気代も個室費に含まれますので、別途請求いたしません。
	Bタイプ	3,610円 /日	
	Cタイプ	4,160円 /日	
	Dタイプ	5,810円 /日	
テレビレンタル費 (多床室のみ)	3,150円 /月	月途中で利用開始・利用終了となる場合、105円/日 となります。 テレビのお持込みも可能です。	
電気代	22円 /日	携帯電話・テレビ・酸素濃縮器等 持込の電化製品を使用される場合 ご負担いただきます。	
予防接種費	実費 /回	当施設でインフルエンザ・肺炎球菌等 予防接種を受ける場合、お住まいの市長村・自治体にしたいがい、自己負担費用を請求いたします。	
エンゼルケア費	5,090円 /回	当施設入所中に亡くなられた際、ご遺体の清拭や整容などのケアをご希望される場合、左記費用をご負担いただきます。浴衣も実費でご用意可能です。	
申請代行費	3,300円 /回	要介護認定申請等の申請代行を依頼いただく場合、ご負担いただきます。	
入所証明書等 発行費	5,500円 /通	他施設への申込用等、入所証明書の発行を希望される場合、ご負担いただきます。	
死亡診断書 発行費	8,800円 /通	死亡診断書の発行を希望される場合、ご負担いただきます。(2通目以降 4,400円/通)	
他 各種診断書 発行費	4,400円～ /通	その他 各種診断書の発行を希望される場合、ご負担いただきます。 検査が必要になる場合、検査費用の実費をあわせてご負担いただきます。	
レク費	書道レクリエーション	200円 /回	材料費等、実費を伴うレクリエーションに参加される場合、
	茶道レクリエーション	200円 /回	
	おやつレクリエーション	実費 /回	

### ⑤外部委託サービス

サービス名	料金	内容	サービス名	料金	内容
理容サービス(税込み)	2,500円 /回	カット・洗髪	美容サービス(税込み)	5,280円 /回	カラー
	3,000円 /回	カット・洗髪・顔剃り		6,930円 /回	カット・パーマ
	1,200円 /回	顔剃り		6,930円 /回	カット・カラー
				12,210円 /回	カット・パーマ・カラー

※ 日用品レンタル・販売 および 私物洗濯サービスも外部委託にて行っております。 詳細は、別紙「e-レンタルのご案内」をご参照ください。